

食品安全委員会（第511回会合）議事概要

日時：平成26年4月15日（火） 14：00～14：55

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 5名出席

傍聴者：報道 3名、行政機関 4名、一般 3名

議事概要

- (1) 平成26年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）

→厚生労働省から報告。

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (2) 平成26年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）
（農林水産省からの報告）

→農林水産省から報告。

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・農薬 1品目
クロチアニジン
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

農薬専門調査会において審議することとなった。

- ・動物用医薬品 1案件

動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更及び使用制限期間が設定される既承認の動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分（97成分）の食品健康影響評価について
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

動物用ワクチンの使用制限期間の設定方法を注射部位からの異物の消失に基づく現行の設定方法から、アジュバント等添加剤として含ま

れる成分の人への健康影響に基づいて設定する方法に見直すことについては、添加剤成分に応じた適切な措置が行われることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

また、アジュバント等添加剤として含まれる成分の人への健康影響については、各成分の評価が必要であることから、今後、農林水産省から提出される資料をもとに動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ プリオン「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

- ・ 「リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- ・ また、本件については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としていることから、リスク管理機関（厚生労働省）に対し、ポーランドにおけるこれらの実施状況について、定期的に当委員会へ報告をお願いすることとした。